

東京都で介護支援専門員の登録をしている、介護支援専門証の有効期間が
令和 7年 4月 1日から、令和 8年 3月31日までの方
(令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までの方) 全員へ
 ご案内しています。
 (※ すでに更新に必要な研修をご受講済みの方や、介護支援専門員として勤務する予定のない方は、お手数ですが破棄をお願いいたします。)

令和 6年 3月 25日

介護支援専門員証の更新に必要な研修のご案内

介護支援専門員証(以下「証」という。)を更新するためには、有効期間の満了日までに更新に必要な研修を修了し、更新手続をする必要があります。更新をご希望の方は、下記のとおり研修の受講をお願いいたします。

なお、更新手続をしなかった場合、証は失効となりますが、失効後に「再研修」を修了することで、新たに証の交付を受けることができます。

注:介護支援専門員等の資格の特例措置について(登録地が東京都である介護支援専門員の方)

この特例措置は、資格の有効期間自体を延長するものではありません。

仮に、特例措置期間内に研修を受講・修了せず、更新手続をしなかった場合は、本来の有効期間満了日にさかのぼって資格が失効しますので、ご注意ください。

詳細は右記 QR コードよりご確認ください。



※ 令和 5 年度は受講希望者が多く、お申込みいただいてもご受講できないことがございました。ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。有効期限の近い方からご受講していただけるよう、順次、受講決定をまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 研修受講対象者

東京都に介護支援専門員の登録をしている方 (他道府県に登録を移転される方は、移転先で研修を受講していただきます。)

なお、主任介護支援専門員の資格をお持ちの方で、一般の証の有効期間内に「**主任介護支援専門員更新研修**」を修了すると、一般の証の更新に必要な研修は、受講が免除されます。

2 受講する研修種別について

以下の(1)及び(2)により、受講する研修をご確認ください。

(1) 証を初めて更新をする方、または、前回の更新時に「更新研修(実務未経験者)」または「再研修」をご受講した方

対象者の要件	研修種別
①現在の証の有効期間内に、実務経験がない方	更新研修(実務未経験者)
②現在、介護支援専門員に従事し、通算 6 ヶ月以上の実務経験がある方 ※	専門研修 I (原則として修了後、以下③または④の研修をご受講ください。)
③現在の証の有効期間内に専門研修 I を修了した方で、現在、介護支援専門員に従事し、実務経験が通算3年以上の方	専門研修 II

④現在の証の有効期間内に専門研修Ⅰを修了した方で、現在、介護支援専門員に <u>従事していない</u> 、または実務経験が通算3年未 <u>満</u> の方	更新研修(実務経験者)32時間 【更新研修(専門Ⅱ相当)】
⑤証の期間中に実務経験はあるが、上記②③④の要件に該当しない方	更新研修(実務経験者)88時間 【更新研修(専門Ⅰ・Ⅱ相当)】

※前回の更新時に「更新研修(実務未経験者)」または「再研修」を修了された方で、過去に「専門研修Ⅰ」の受講履歴がある場合は、就業状況により下記②または③をご受講ください。

(2) 前回の更新で「専門研修Ⅱ」、「更新研修(実務経験者)32時間」、または「更新研修(実務経験者)88時間」をご受講した方

対象者の要件	研修種別
①現在の証の有効期間内に、実務経験がない方	更新研修(実務未経験者)
②現在、介護支援専門員に従事し、就業後通算3年以上の実務経験がある方	専門研修Ⅱ
③現在の証の有効期間内に実務経験はあるが、現在、介護支援専門員に従事していない、または、実務経験が通算3年未 <u>満</u> の方	更新研修(実務経験者向け32時間) 【更新研修(専門Ⅱ相当)】

※研修種別についての詳細は、右のQRコードから
東京都介護支援専門員研修体系図をご確認ください。



3 各研修を実施する実施機関

研修種別	実施機関	連絡先
更新研修、専門研修Ⅰ	公益財団法人 東京都福祉保健財団 ケアマネ担当	03-3344-8512
専門研修Ⅱ	公益財団法人 総合健康推進財団関東支部	03-6262-7132
主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会	03-3263-5636

4 令和6年度研修募集スケジュール

研修募集の開始時に、個別でのご案内はいたしませんので、
各実施団体の Web サイトで対象の研修種別をご確認ください。
募集時期になりましたら、ホームページの募集案内より、お手続きください。



5 証の更新手続き

有効期間満了日の3か月前から更新の手続きを受付いたします。有効期間満了日の属する月の3か月前に、手続きに関するご案内をご登録の住所にお送りする予定です。

なお、特例措置の対象の方で、すでに研修を修了されている場合は、再度のご案内はいたしませんので、この通知をもって直ちに更新手続きを行ってください。

【介護支援専門員 電子申請システム(更新交付)URL】

https://tcm-shinsei.fukushizaidan.jp/app/input/renewal_issuance/terms



お問い合わせ先：東京都福祉保健財団 ケアマネ担当
電話 03-3344-8512 (平日 8:45-17:30)